

が多うございますので、翌日のことでございますが、基地対策の担当の方へその都度一応報告をしているのが実情でございます、以上でございます。

○教育長（来住野和也君） 最初に一点目のカーニバルに関する私の考え方ということでございますけれども、平成元年度の九月定例会で御質問いただきました。ここに議事録がありまして、この間から読んでいますので、幾ら不慣れとはいえ、随分ぐだぐだぐだ長いこと、いろいろなことを言ったなど、我ながら汗顔の至りでありませうけれども、それにつけても、その後とんでもない教育長がいるもので、とんでもない教育長を抱えている、本当にとんでもない教育長を持ってしまった。あとはまことにふしぎな教育長を我々は持った。非常に軍人寄りの好戦的な人だと、もう何というかささんごんな御批判をいただきました。まして、そんなに私、とんでもないのかなあと、それ以後考え直してみたり、いろいろと反省もしたわけですが、それでも、それに基づいて今回簡単にお答えしたいと思いますが、ことしは私、実は一般人として参加しませんでしたので、感想は申し上げられませんが、考え方としては、一昨年お答えしたのと全く変わっております。あえてまとめて言えば、かつて小田 実氏がその著作で流行語にもなった「何でも見てやろう」というような積極的な姿勢を育んだり、国際的に物を考えることができるような広い視野を身につけるといような意味から言えば、教育的見地から申しても、一定の評価ができる催しではないかと考えております。

次に、無人化の問題ですが、実は、長の話には、まだ詳しく出ていませんでしたが、警備会社の本社がキャッチしたのは一時十八分に感知機で本社が感知しまして、巡回車が来たのが一時二十分、二分でも巡回車がその場に駆けつけて、しかし、そこで見たときには初期消火の域を超えていた、こういうことなのですが、人間がそこに十時ごろいた場合に、有人であってもまさか全然寝ないで、まめにぐるぐる回る回り詰めをしるということはできないと思います。勤務条件がきつと出てくると思うので、だから果たしてそのときに、人がいて、それをうまくいかに初期消火が及ぶ時期にキャッチできたかどうか、それと機械である探知機との勝負だと思ふのですけれども、私は今、それはどちらがいいということとは申し上げられませんが、やはり人間がいても限度があるのじゃないか。今申し上げましたよう

に寝ないで、始終回っているわけにもいかない仕事だと思ふのです。そういった意味からなかなかそこのところはどっちがいいというようなことはを申し上げられないのですが、現状先ほど申しましたように、一定の経過を経て無人化をしているわけですから、その中で火災が起きた。しかも二分間で駆けつけたけれども、初期消火がもうおくれたというようなことをやはり反省として、今後警備会社に対するいろいろな要望とか、こちら側の対策とか、そういった点では検討をしていきたいとは思っております、以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 要望だけにしておきたいと思ふます。

今総務部長の方から、当直者の職務分掌について伺いましたけれども、そうすると、市民の苦情も受けなさいということですね。そういうように理解をするしかないと思ふのです。つまり電話の件があるのだと、必要なものを報告するのだということから言えば、その方たちに向けないということだろうというふうに思ふますけれども、私は専門の窓口をきちんと整備をすることが重要であるし、現実には市民の苦情の件数が大変多いわけですから、ものに対する答えになっていくと思ふます。それから総務部長は余り御存じないかもしれないけれども、夜の夜中でも結構うるさいということがあるのです。ですからそういうことに対して、やはり苦情を言いたいという人はいると思ふます。そのための窓はちゃんとあけておくということが必要で、何となく警備の人では悪いのじゃないかというようなこともあるのですけれども、そういったきちんとした基地の苦情に対する対応のできるような体制を要望しておきたいというふうに思ふます。

それから、基地カーニバルの見解ですが、なかなか僕もとんでもない教育長ということを何度も繰り返すようで、また同じことを繰り返さなければならぬのですけれども、小田 実氏の「何でも見てやろう」というのを、多分中身を誤解していらっしゃるような気もしないではないですね。それを言えばこちらが黙ると思つたのかもしれないけれども大変、高校教師的な発想でよろしくないと思ふます。要するに教育長の言うところの武器展示の、一定の教育的効果があつて、一昨年と全く変わっていないのだというときの、あれの答弁の中には、その前も前提がもちろんあるわけですから、軍国主義的な人である

という判断の中には、もちろんお読みになっていった立川文庫その他もいっぱいあるわけで、あるいは東郷平八郎さんの話なんかが前提があって、あそこになるわけです。それから、別に武器を見ることそのものが軍人的であるというふうに判断するわけではもちろんないのです。そうした中で、私はこういった教育長さんを私どもが持っているということを引きちんと肝に銘じて、これから考えていきたいというふうに思っています。

それから最後ですけれども、第二中学校の火災のことについてはやはり、機械警備の合理性を幾ら言ってもしょうがないと思うのです。なおかつそれで有人であつたら出なかったのか、毎日人が歩くのか、それは大変理屈なのです。つまり有人だったらというときの、有人だったらの考えは、有人だったらうまく出なくて済んだのじゃないかと思う意味、それに対して四六時中火事の周りを歩いているわけにいかないのだから無理だと言っても、それもなかなか納得しないわけですし、論理は成立するかしないけれども、父母の方からしてみれば、人がいたらなあというのはいやはいやあります。そういったことに対してやはりちゃんときちんと検討していただきたいと思うのと、それから大事なことですけれども、本社に警報が鳴ったのが一時十八分で、巡回が来たのが一時二十分、わずか二分間の間に初期消火ができなくなる火事になったわけでしょう。ちょっと考えにくいと思いますが。つまり警報が遅いか、もしくは警報が既に鳴っていたにもかかわらず、あるいは故障しているのかもしれないです。僕はそこところは火災大事なことだと思っているのです。この火災に関する問題の幾つかも、ここにもあるというふうな気がして、これから、先ほどの教訓化ではなくて、きちんとした検討をしていただきたいと思っています。そういうことからいっても、たった二分間で初期消火ができなくなった、大変説明しにくいと思います。そういうことからいってもきちんとした教訓化ではなくて、再検討していただきたいと思えますし、私は、やはり教育長さんは、このことについてはきちんとした責任をお取りになることが重要ではないか、みずから御処分されることの方が大事ではないかということを最後に添えまして、終わりたいと思います。以上です。

○議長（赤星行人君） 次に十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

最初に老人福祉施策についてです。

高齢者の生活向上のための新規施策についてお尋ねいたします。自民党政府は、今の臨時国会で、老人保健法の改悪を早期成立させようとしています。政府自民党の老人保健法改悪案は、老人患者の自己負担額を外来で一カ月八百円を千円に、入院で一日四百円を八百円にと、これまでの二倍に引き上げ、新たに約千二百億円もの負担をお年寄りに押しつけるものです。その上、今後、医療費の伸びに応じて、毎年自動的にお年寄りの患者負担がふえるスライド性の導入をしようとしています。

また、政府は今回の改正で国庫の負担金は増額になるとしきりに宣伝をしていますが、計算ベースであります患者負担を増額することによって、国庫負担金は負担率がふえるだけで、負担金額は減額となってしまう。そして医療の内容についても、包括的な評価を含む医療費の算定のあり方を検討すると言っています。これは個々の病気について、個人差に関係なく、症状ごとに病院に保険から払われる医療費の枠を決めて、医療内容を制限しようとするものです。ですから七十歳になったとたん、医療内容が一挙に制限されるという、公的医療制度を持つ国ではほかに例を見ない、お年寄りの医療差別となります。

訪問看護につきましても、現在医療機関が行っている訪問看護とは別に、知事の指定を受けた事業者による訪問看護事業を創設するとしています。これは千円程度の利用料、往診に必要な患者負担が必要で、これには低所得者への減免制度がありません。しかも病院などは、医療法で営利目的の企業が行うことを禁じているのに、新設されるこの制度には、この禁止規定がありません。これでは医療が営利企業のものけの対象とされる危険が大いに出てきます。このような改悪案は、老人保健制度始まって以来の大改悪であります。特に患者負担のスライド制は、国会の審議もなく、政令を改定するだけで、患者負担金の値上げができるようにしようとするものです。もし今国会で、この老人保健法の改悪が成立したら、お年寄りの皆さんの命と暮らしはどうなるのでしょうか。お年寄りの皆さんにとって、医療費は現在でも暮らしに大きな影響を与えているのに、これが毎年自動的に値上げがされるということになったら、お年寄りの皆

さんの暮らしはますます圧迫されてまいります。

以上述べましたように、自民党政府の老人保健法改悪案は、お年寄りの皆さんの命と暮らしを脅かし、その家族を苦しめるものであります。私は、これまで再三お年寄りの皆さんの福祉の充実や、新規施策の実施をしてほしいと、一般質問などを通じて主張してまいりました。それはこれまで日本の社会に貢献されてきたすべてのお年寄りの皆さんが、豊かな老後を過ごして、大切にされる社会をつくることが、私たちに課せられた責務であり、それが老人福祉法の精神であると考えます。

私は、今こそお年寄りの皆さんの命と暮らしを守るために、自治体としてお年寄りの皆さんの福祉の充実に努めるべきだと考えていますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に社会福祉について。

生活保護法と、その対応についてお尋ねいたします。新聞報道によりますと、厚生省は八月二十二日、一九九二年度予算の概算要求をまとめたとあります。これによりますと、生活保護費は今年度予算より約六十二億円削減するというものであります。臨調行革の名のもとに、毎年生活保護費は削減されてきています。生活保護法第一条で、この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとしています。

また第三条では、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができ、そのものでなければならぬとしています。政府が毎年生活保護費を削減していくことについて、私は生活保護の受給が受けにくくなっていくのではないかと心配をしています。国民の生活水準が向上してきているといいましても、すべての国民の皆さんの生活が満たされているものではないと感じています。法でいう最低限度の生活や、健康で文化的な生活というのは、十年前と今では大きな差があると思います。また高齢者がふえている中で、生活保護の申請者の生活実態も変化が生まれてきているのではないかと考えます。私は、生活保護法とは、予算額の大小にかかわらず、生活保護の申請や、被保護者の皆さんに対して、しわ寄せや制限があってははいけないと考えています。

厚生省によります生活保護費の削減と、その対応について、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

最後に、市民のための保養施設をお尋ねいたします。

その後の経過です。この質問は、私は十年以上前から繰り返し行っています。私自身も何回質問したか、本をひっくり返してみなければ忘れたぐらいたくさんやりました。これまで三代の市長の答弁は、保養施設は設置をするというものです。そしてつい最近の答弁では、他の自治体のものを参考にして、市民の皆さんに喜ばれるものをつくるために、いまだ検討させてほしいという答弁がありました。その後、具体的に一定の作業は進んでいると思いますので、その後の経過をお尋ねいたします。

○議長（赤星行人君） 二時五十分まで休憩をいたします。

午後一時五十二分 休憩

午後二時四分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 原議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

老人福祉施策について、高齢者の生活向上のための新規施策についてでございますが、御質問の要旨でも述べられておりますとおり、老人保健法の改正の動きがあるやに聞き及んでおります。いずれにいたしましても、高齢者にとっての新規施策については、この問題についてはいまだに御猶予いただければと考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

次に社会福祉について、生活保護法と其の対応について御答弁申し上げます。生活保護にかかわる国の来年度予算についてその情報につきましては、いまだこの市でも承知いたしていないと存じます。また、例年国の生活保護関係の予算につきましては、十二月末から一月にかけてまして、政府の経済見通しと、民間最終消費支出見込み等勘案しながら、生活保護基準の改正を行っております。保護の動向を見ながら、国の予算が決まるわけでございます。

原議員さんの申されているような、来年度に向けての生活保護にかかる予算額の減少があるとするならば、それはここ数年来対象者の減少により、生活保護関係の国の予算の総額が前年と比較いたしました、減額になっているという過去の事実からであろうかと思ひます。生活保護法は憲法第二十五条に規定されている理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としておりまして、真に困窮する市民の方について適正な事務処理を実施いたしているところでございます。

次に、御質問の最後の市民のための保養施設についてでございますが、その後の状況ということで、御質問をちょうだいいたしましたわけでございますが、これまで具体的にどのような方法で実施していくか、所管部局としてどこが担当するかなどの検討をいたしております。個々の事務的な方法につきましては、ほぼ大綱が見えてまいりました。今後、所管部署につきましても検討の大詰めをいたしてまいりたいと思っております。目下、組織全体の検討に入っておりますので、その中で方向を出してまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○十二番（原 敏子君） それでは自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに高齢者の生活向上のための新規施策についてですが、今、この臨時国会で、きつときょうあたりが山になるのだらうと思ひますけれども、八月三十日から衆議院の厚生委員会で、この老人保健法の改悪案が審議をされるというような新聞報道がありました。九月の月上旬に——今、もう月上旬ですけれども、衆議院の厚生委員会で、修正案が出たりとか、いろいろなかういう中で大体方向が出るだらうというような新聞報道のままで、きょうの新聞を見ましても、そのところは何の報道もありませんので、きつと今までの新聞報道のままですと、九月の月上旬、もうじきこの問題が、老人保健法の改悪、私から見れば改悪ですけれども、の問題が明らかになる。公明党や社会党や民社党の皆さんは、この自民党案に対して、修正案を出しまして、というような報道もありますけれども、私どもは、修正案であらうとなかろうと、この老人保健法が改悪されるということは、お年寄りの個人負担分の医療費が値上げになるということと、

国会を通さなくてもスライド制になれば、自然に毎年個人負担分が増額するということも考えあわせまして、この老人保健法の改悪については、断固反対するものであります。

それとあわせまして、今の自民党政府のこの流れから見ますと、高齢者の皆さんの医療費が、患者負担分が増額になるということから見まして、高齢者の皆さんの暮らしは本当に大変になっていくのだということ、これは間違いないというふうに、これはもうすべての皆さん共通の認識だらうというふうに、市長もそのような認識だらうというふうに思っています。

今の答弁で、新規事業についてはしばらく猶予をしていただきたいというふうな答弁がありましたけれども、このお年寄りの皆さんの福祉につきましては、私もこの四年間特に議会内外で力を入れてまいりまして、それがまたここで、医療の問題でお年寄りの皆さんの負担が増額するところへ来ますと、いよいよ猶予する間がなくなりました。今の各自治体の高齢者の皆さんの福祉の実態を見ますと、例えば町田市で行っている入院見舞金制度、お隣の羽村町で行っています介護手当、またいろいろな各地で、地方におきまして、付添婦の貸付制度とか介護手当的なもの、名前はいろいろついておりますけれども、制度上の名前いろいろ違いますけれども、一口に言えば、高齢者の皆さんの医療費の補助のような、そういうような制度が今やもう田舎の方へ行きましても、こういう制度が実施されているわけです。

私は、このようなお年寄りの皆さんの医療費がお年寄りに負担がかかってくる中で、ぜひとも今こそ福生市でもこういう高齢者の皆さんの生活向上のための、特に今回は医療費が、患者負担分が増額するところから見ますと、ここでぜひとも実施していただきたいというふうに思うわけです。こういう中で見まして、ついこの間の新聞には、こういうのが出ていたのです。高齢者の皆さんの、生活の関係ですけれども、調査をしたところは、生命保険文化センターが調査をしたのですが、全国の方たちのアンケートをとったのです。老後を、夫婦二人で暮らしていくには、最低幾らかかると思ひますかという、こういうアンケートなのす。それで幾らあれば生活できますか。このアンケートで、全国平均ですと、月二十一万四千円、最低でも必要だという、こういう国民の皆さんの答えだったそうです。そしてゆとりある老後の生活には、これは月三十七万一千円が必要だと。夫婦二人です。こういうふうな調査の結果が、生命保

険文化センターで発表されたのです。

それでは、今、実際、こういうアンケートにこたえられた方たちの高齢者世帯の生活費は、実際は幾らなのかというと、年収百万以下が高齢者の全体の二一％だと、五三％の人が年収二百万円以下、こういうふうな数字が出ています。これで見ますと、厚生省も調査でこういうふうになっているのですが、ゆとりある老後の生活費の収入がある世帯は、高齢者の皆さんの一割余りにしか過ぎないのだというふうに言っているわけです。

こういうような生活実態がある中で、またただでも年をとれば病気がちになるわけですが、病気がなったときに、またこのような大変な、なかなか生活にゆとりがない高齢者の皆さんに、医療費までもまた負担をさせようという、こういう国のやり方に私はものすごく腹が立つわけですけれども、こういう中で、ぜひとも地方自治体としてできること、特に他の地方自治体で行っている入院見舞金制度や、介護手当とか、いろいろなものがありますけれども、そういうようなものも早く考えて、早く実施をする時期にきているというふうに思いますが、そのことを具体的にどういうふうに考えられているかをちょっとお聞きしたいと思うのです。

それと、市長にぜひもう一度お聞かせいただきたいと思うのですけれども、この老人保健法の、市長言われました改正案、私は改悪案だと思っておりますけれども、これについて市長はどのようにお考えになっておられるか。それだけちょっと聞かせてください。

それとあわせてまして、高齢者というのは、私は普通、法的には満六十五歳からかなというふうに思いますけれども、そこをもう一度きちっと確認しておきたいというふうに思います。

それと、生活保護法の関係ですけれども、今、答弁がありました、私が登壇して発言しました約六十二億円というのは、今、市長の答弁にありました対象者の減により、全体的な予算の減であろうというふうな答弁がありましたけれども、きつとそういうようなところなんだろうなというふうに思います。

この生活保護ということをちょっと教えていただきたいと思うのです。生活保護法第三条に、先ほど登壇して発言しましたけれども、最低限度の生活、健康で文化的な生活水準というのが保護法であります。

この最低限度、健康で文化的なという、この憲法第二十五条のこの部分ですけれども、これは具体的にはどういようなものを言うのでしょうか。

先ほど登壇して言いましたけれども、十年前の最低限度の健康で文化的な生活と、現在のまたそれは違うでしょうし、二十年前も違うでしょうし、また十年後も違ってくるのだらうというふうに思うわけです。それをまず一つ。

それときよう議員の便利帳をいただきました、これをちょっと去年のと比較してみましたら、福生市でも生活保護の被保護者は減少しています。これが減少になった理由というところとおかしいのですけれども、つかんでおられる範囲で、どういう理由でこういうふうになんて減少になっているか、ぜひ教えていただきたい。

それともう一つ、福生の今の中で、被保護者の内容ですね、例えば高齢者とか、母子とか、精神の関係とか、病気とか、いろいろな理由で被保護者になられているのだと思えますけれども、その中身を教えてください。

それと最後に、生活保護を受けたいということで、市民の方が申請されます。その申請に当たって、審査はどのような審査を現在行っているのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、三つ目の保養施設の関係ですけれども、組織全体の方向はそれはそれでいいのですけれども、現実にとこまで今は進んでいて、大体いつごろからそれが市民の皆さんが利用可能になるのか。もう少し具体的にわかりやすく教えていただきたいと思っています。

○福祉部長（石川和夫君）　まず、第一点目の新規施策の関係でございますけれども、これにつきましては、議員さんの方からたびたび入院見舞金制度等につきましては、御質問をいただいておりますのでございまして、これにつきましては医療費にかわる負担というふうなことで上級官庁からの指導がございました、まずいということがあろうかとは思いますが、でございますけれども、いずれにいたしましても、他市の中でもありますような事業といえましょうか、今後検討させていただきたい、そんなふう思うわけでございます。

それから保険の運用実績については、市民部長の方からいたします。

高齢者の年齢といいますと、幾つぐらいかということですが、一応私どもは六十五歳というように考えております。

それから生活保護の關係になりますけれども、文化的な生活というふうなことでございますけれども、年代別というようなことなのでございますけれども、いずれにしても生活保護費につきましても、据え置きということではございませんで、年々アップされておるわけでございます。昨年度当たり三・四％ほど額がそれぞれアップされております。

それから減少の理由というふうなことでございますけれども、その前に、現在の生保の内訳と申しましたようか、被保護者の内訳を先に申し上げさせていただきます。全部で三百二十二世帯でございます。高齢者世帯が百二十八世帯、それから障害あるいは傷病世帯が百四十九世帯、母子世帯が二十七世帯、それからその他ということで十七世帯、これは生活保護統計による分類でございます。そのような内訳になっております。その内訳の中で、高齢者の中で単身が百二世帯、夫婦世帯が二十六世帯というふうな状況でございます。それから傷病、障害の中で、百四十九世帯のうち、入院が九十五名というふうな状況になっております。こうした中でお亡くなりになった方、あるいは病気が治られて、社会復帰なさる方というようなことが、当局の場合言えるかと、そんなふう思うわけでございます。

それから最後に、申請の審査の状況でございますけれども、私どもに相談に見え、また訪問いたしました。その状況、あるいはその中で家族の状況、あるいは扶養の状況と、そういうふうなものを調査しまして、決定しておるわけでございますけれども、即適用というふうな場合、緊急を要する場合もありますけれども、大体二週間以内には決定しているという状況でございます。以上でございます。

○市長（石川彌八郎君） 老人保健法なるものについてどのように思っているかということですが、大変私、勉強不足でございまして、余り事細かには申せませんのですけれども、いずれにいたしまして、国会で慎重審議していただいて、少なくとも改悪ではなく、改正の方向で審議をしていただいておりますものと信じておりますし、またそう願っておるものでございまして、というふうな程度の見解でございます。

○企画財政部長（野沢久人君）

それでは保養施設の關係につきまして、御答弁申し上げます。

まず、どこまで進んでいるかというふうなお話でございまして、これにつきましては前にも何回かお話を申し上げているところでございますけれども、どういう性格で、どういう位置づけで、どんな効果を持つような形でやっていくかというふうな問題が一番大きなところでございまして、それをもとにして方式、あるいはコストといったような問題、そんなものについての検討はずうっと進めてまいりまして、先ほど市長から申し上げましたように、ほぼそういったものについての検討は出させていたきております。したがって、これから実際に担当の部局といえますか、課ということになると思うのですけれども、そこを決めさせていただきまして、その中でさらに事務的な細かい詰めは若干出てこようと思っております。そういったことをやらせていただきたい。その部分の仕事を、ここで組織改正やっておりますので、その組織改正の中で分掌を決めさせていただきたいと、こういうふうなところでございまして、したがって、いつごろから可能かというふうなことでございますが、この辺につきましては、組織の検討委員会の結果、さらには来年度の実施の各市の策定委員会等の意思決定、そういったようなものの中でいきたいと思っておりますけれども、非常に長い時間かかっている課題でございまして、なるべく早い結論が出るように努力をさせていただきたい、こういうふうな思っています。

○福祉部長（石川和夫君）

一つ答弁漏れがございました、申しわけございません。

生活保護の水準ということで、答弁漏れがございました、大変申しわけございません。これにつきましては、一般の国民と生活水準が均衡のとれた最低基準を指しておるようでございます。これについては衣食住を含めた中での、基準を設けられた中での保護ということでございますので、御理解いただけると思います。

○十二番（原 敏子君）

最初から、確かに老人保健法の改悪で、医療費が患者負担分が増になるから、そのために入院見舞金制度や、介護手当やそういうようなものを実施するということは、上級の、言ってみれば国でしょうね。実施している国がそれはまかりならぬというふうになっているというふうに思います。ですからこれまで再三私が言ってきたのは、現実にはそういうようなものがあるけれども、それ

を福祉の立場で、高齢者の福祉の立場、言ってみれば老人福祉法の立場で実施をしてほしい。これまで実施している見舞金制度や、羽村や町田や日野や、幾つかでやっておりますけれども、そういうところも福祉の立場でこういうような施策をとっているわけです。老人福祉法の立場でいって、こういうものをとっているわけで、このところがどうなのかということなのです。これまで再三、私もいろいろな角度から入院見舞金と言ってみたり、介護手当と言ってみたり、住宅手当と言ってみたり、要は今の高齢者の皆さんの生活が少しでも今よりよくなるように、福生にお住まいの高齢者の皆さんが福生に住んでいてよかったと思われるような、福生市の高齢者福祉を充実してほしいということを、いろいろな角度から、いろいろな機会をとらえていろいろ言ってきたわけでは、早くしないと、福生市の福祉センターができるまでとか、という中で、もう高齢者の生活を救うためには、早くしないと、福生市の福祉センターができるまでとか、いろいろ検討してからとか、なかなかそれでは難しいのではないかと思うのです。

私のうちに昨日「広報福生」、三百五十八が届けられました、ちょっと夜あけてみましたら、「御存じですか、高齢者の福祉制度」と、とてもいいものが広報でつくられました、これが広報の中に入っていたわけです。このところ、広報とか、市からいろいろ発行されるものとか、その前に出ていましたボランティアの一般紙に折り込み広告がありましたけれども、そういうのを見ますと、高齢者の福祉について、一定行政は物を考え、何らかの手立てをしようという、そういう努力はすごく感じられます。私も感じます。これなどを見ましても、非常にわかりやすく、いいなあというふうに思いますけれども、あわせて言うならば、ここに例えば介護手当を補助しますよとか、入院されたときはすぐ言ってくださいとか何かそういうものがあれば、もっとすばらしいものになるなというふうに思うわけです。

つい先日、私の知り合いが転げ落ちて、ちょっと入院したのです。そうしたら救急車で行ったものですが、付き添いが必要な病院へ運ばれて、一日二人の患者を一人の家政婦さんが見るのですけれども、付添婦の費用が0日、七千八百円から九百円いるのです。それは後から戻ってくるのですけれども、でも十日ごとにそれを払わなければいけないわけですよ、現実には。だから一定程度蓄えがないと、お年寄りを、例えばおばあちゃんが転んで、入院だなどと言われても、入院をさせても、お金がいる。確かに七十歳

以上で、今ですから一日四百円ですけれども、それ以外のお金が相当かかるわけです。そういう意味で入院見舞金とか、福祉の立場で介護手当とか、後で宮沢さんもやられますけれども、付添婦の介護料の立て替えだとか、何の心配もなくお年寄りが入院できるような、そういうようなものをぜひともしていただきたいというのが、私の願いなわけです。

私は単純だから余計そうなのですが、わからないのですよ。老人福祉法を読めば読むほど、なぜ自民党政府は老人保健法を改悪するのだろうか、何か逆行しているのではないかと。しかも高齢者がふえていくのだ、ふえていくのだというふうに政府が言っているにもかかわらず、高齢者の皆さんの暮らしをますますと圧迫していくのも政府が先頭を切っているのだと。この政府に対して市長は、余りよくわからないので、改正として審議してもらっているのだというふうな答弁をされましたけれども、私から見れば改正であろうと、何であろうと、お年寄りの生活を圧迫する個人負担分を値上げするような、そういうものは絶対改悪だというふうに思うのです。お年寄りの生活はこれで楽にならないのです。支出が多くなって大変になっていくということは、もう私は改悪だと思っております。現実には月二十一万円は必要なのに、今は月八万三千円の人、五分の一いるのだ。月十六万円以下の人は七割なのだ。生活ができないにもかかわらず、なおかつそれに輪をかけるような、もっと上乘せをするような、お年寄りの生活を圧迫するような、こういうことをやる、こういう政府に対して、私は市長もぜひとも新聞を読んでいただいて、市にも担当は賛成できない。勉強不足でと言われましたけれども、ぜひとも新聞を読んでいただいて、市にも担当がいますのでいろいろ聞いていただいて、老人福祉法の立場から高齢者を大事にする、こういう立場からぜひとも老人保健法改悪の反対の先頭に立っていただきたいというふうに、これは見解の問題ですから、市長に要望しておきたいというふうに思います。

福祉の立場からこういうような時期に、私はチャンスではないかと思うし、今やらなければいつやるのだというような気がしないのですが、ぜひとも介護手当とか、私、名前は何でもいいのです、入院見舞金であろうと、介護手当だろうと何でもいいのです。高齢者の皆さんの福祉が充実されればいいわ

けですから、そのところを——これまで何回も一般質問していますけれども、やらないと言ったこと理事者の皆さん一回もないのです。今福祉センターができてからだとか、今しばらく検討だとか、もう少し他市を見てとかいろいろ言われていて、もうやっていただくというふうに期待はしていますけれども、ぜひともそのところ、組織の検討委員会とか何とかではなくて、お願いしたいというふうに思うのです。それと、今月の十五日が全国的に敬老の日でございませけれども、敬老の日に当たり、高齢者の皆さんからいろいろな要望が出されておりますが、敬老金の年齢を引き下げるとか。今、高齢者は六十五歳からだって言われたのに、敬老金は何歳から、私、高齢者は六十五歳からとしたら、私は敬老金も六十五歳から出すべきだというふうに思います。私だけではないと、きつと担当者の方もそう思われているのでしようけれども、そこらの敬老の日を迎えるこの月に、ぜひともそういういいお考えを聞かせていただいて、早い時期にそれらの手当をしていただきたいというふうに思いますけれども、敬老金と、この高齢者の六十五歳という点ではどういうふうに考えられているのかというのが不思議なのですけれども、ぜひ教えていただきたいというふうに思うのです。

それと生保の関係ですが、確かに、健康で文化的な最低限度の生活、憲法第二十五条のこれは、今、部長が答弁されて、一般の国民の均衡のとれた衣食住など含めて、普通の生活が、普通の国民の皆さんと、そんなに差がない、そういうものが、言ってみればごく抽象的なことばですけれども、健康で文化的な最低限度の生活だというふうに考えられているというようにわかりました。特にこの生活保護費については一定の、例えば住居費だとか、教育費だとか、いろいろありますけれども、それは毎年、毎年物価上昇率までいかなくても、少しでも三・四％、二年から三年についてはアップされているのだというふうに言われました。私が一番心配しているのは、厚生省が臨調行革の名のもとに毎年、毎年生活保護費を削減しているわけです。これはもう来年度予算を見なくても、間違いない事実だと思います、ずうっとここ十年ぐらい削減されてきているから。部長の答弁では、それは生活保護の申請、言ってみれば被保護者数が少なくなっているから、国の予算も減ってきているのだというような答弁です。私はここが一番心配なのです。随分ちょっと時間がたちますけれども、札幌の事件だとか、東京の荒川の事件だとか、そういうこ

とが何件かありまして、福祉が人を斬るとか何とか、殺すとか何とかそういうような物騒な本も出まして、生活保護が受けたくても受けられなかったという、そういうような——福祉ではないですよ、全国的に何件かポツポツと出てまいりましたね。それが国の生活保護費の削減とつながらないと言われるが、私はそれはつながるとは言わないのですけれども、つながっていくのが心配だということなのです。それが一番心配なのです。

今の生活保護の申請に当たっての、福祉事務所審査をしなければならないというものがあります。それについては部長が言われました家族の状況だとか、扶養の状況だとか、もう少し突っ込んで言えば、本人の財産の問題だとか、いろいろなことがあって、審査をされて、それによって、今はどうか、普通二週間以内に決定をしていくわけですから、こここのところなのですけれども、なかなかこれは審査をする方とされる方というのですか、そこはそれぞれお互い人間で、お互いに思っていることが同じでも、食い違ったりとか、いろいろな思いが交錯する一番難しいところだろうというふうに思うのです。被保護者の生活保護を申請する人のプライバシー、審査する方の、しなければならぬ義務というのです。被保護者の方について、これは役所ですからここでぜひお聞かせいただきたいと思うのですけれども、これはしてはならないというような審査があると思うのです。何というのですか、ここまでだというのですか。例えば財産、その本人の資産というのでしょうか、それを調査するに当たっていると思います。私もこれをするのに、ちょっと社会福祉六法なんか、生活保護法なんか読ませてもらったり、例規集なんかを何回か読ませてもらって、今度は六法全書なんかもちよと読んできたりして、いろいろすごく難しい部分なのですけれども、ただ被保護者のプライバシーを守る問題と、それを守りながらも生活保護を申請された福祉事務所としては、やる審査、行わなければならない審査というのがありますね、その線が行きすぎてもいけないし、足りなくてもいけないのでしようけれども、そこらの線が非常に難しいなというふうに思うのですが、今、福生の役所の中で、生活保護の申請に対して、大体法どおりやっていると言われれば一言なのですけれども、そこらをもうちょっと具体的に説明してもらえたらというふうに思うのですけれども

も、難しいですか。ちょっとそこらのところ。

それと、さっきそれとの関連で、これまで決算委員会で見ましても、生活保護を申請して、その却下をした数は福生はゼロなのです。調べてもらえばわかると思います。事務報告書に出ているのですけれども、ゼロなのです。そうするとゼロということは、申請者が申請したものは全部被保護者として、生保が受給できることになったのか、それとも却下をしないで市民が取り下げているのかと、それっきりないですね。そういうふうなところが、これは却下がゼロだからいいとか悪いとか、全然そういうことではなくて、そこらもあるのです、その審査についてちょっと聞きたいと思っています。

それと福生市も生活保護の被保護者がうっと減になってきていますが、これはどういう理由からかそれをひとつ、大体つかんでいる、わかりますよね、例えば母子が減ってきたとか、高齢者が減ってきたとか、そういうのが当然出てくるでしょうから、それをぜひ教えていただきたい。

保養施設の関係ですけれども、要は組織改正で、市民のための保養施設をどこが——どこがというところかしいけれども、どこが担当し、どこが市民と窓口となり接するか、要はそこにきているわけです。そうすると今九月ですから、来年度四月からは実施できるかどうかは別にしても、来年の夏までにあと一年あります。来年の夏は、市民のための保養施設が福生にも実現できるだろうというふうに期待をしていますし、ぜひとも早い結論を出していただき、長い懸案事項ですから、市民の皆さんに喜ばれるようなものをぜひともつくっていただきたい、決めていただきたいというふうに思いますし、それができましたら、何としても市民の皆さんに広くアピールをして、福生市も他市にちょっとおくれを取ったけれども、他市よりおくれた分だけいいものができたというふうな、そういうようなPRを大いにしていただき、市民の皆さんに喜んでいただけるようなものにしていただきたいと、これは要望しておきます。

○福祉部長（石川和夫君） 敬老金等の絡みでございませけれども、福生市の場合には六十五歳以上の方に對しましては、記念品というふうな形の中で、今年度はお一人あて三千円というふうな金券をお配りしてございます。昨年まで二千五百円でございましたが、今年度は三千円の金券をお配りしたいということでございます。七十五歳以上の方につきましては、東京都五千円、市五千円というふうな形で、既に民生委

員さんを通じまして、お配りしているところでございまして、これにつきましても今後このような形で進ませていただきたい、そんなふうに思います。

それから審査方法の状況でございませけれども、先ほど申し上げました扶養調査ですとか、いろいろ調査あるわけでございますけれども、できる限り本人の御同意を得まして、調査を終えておるところでございまして、いずれにしても良否の判定する上では、どうしても必要でございませるので、本人の同意を得た中で、実施させていただいているというふうな形で取らせていただいております。

それから昨年却下がゼロだったというふうなことでございます。本年度は二件あるようでございます。以上でございます。（「介護手当とかそういうのはまだ全然、最初と同じ」と呼ぶ者あり）

大変申しわけありません。手当関係といえましょうか、福祉の関係では、今後十分研究させていただきます、そんなふうに思います。よろしくどうぞ。

○十二番（原 敏子君） 最後だということで、要望させていただきませけれども、高齢者の福祉の新規施策の關係につきましては、これから実施していただけるものだというふうに、これまでの経過から見ましても、これからの市における高齢者の皆さんの占める割合からみましても、これはもう避けて通れない施策になってくるだろうというふうに思います。一定の、やはりこれも、そのときのタイミングというものが、いろいろ皆さん方のお考えはあるのだろうというふうに思いますけれども、私は私として高齢者の皆さんの今の生活実態を考える中で、そして高齢者の皆さんの今まで果たしてこられた役割を考えていく中で、また自民党政府が今お年寄りをいじめて、いじめ抜こうとしているこういう状態の中で、ぜひとも高齢者の皆さんが安心して老後が暮らせるような、率直に言って、今までさんざん働いてきた高齢者の皆さんが、病気になってまでお金の心配をしながら病院にかかったりとか、お金がなければ助かる命も助からないとか、病院にも行かれないとか、そういうような状態をなくすために、ぜひとも福生市でもおくれないうちに、高齢者の皆さんの福祉を充実していただきたいし、新規の施策も取り入れていかなければならないのではないかと、これは再三、再三言ってますから、もう意義だとか、何だとかと

いう必要もないと思います。老人福祉法もさんざん読み上げてきました。だからもうそういうことはいいと思いますが、ぜひとも市長さん、高齢者の皆さんのこれからの暮らしを、市長さんが福生市民の皆さんの守り手でありますので、ぜひともそのところを深く考えていただきまして、早急に何らかの手立てを打っていただくよう、これはもう強く要望しておきたいと思ひます。

それと生活保護の関係でありますけれども、本人の同意を得て、それなりに慎重に審査をして、全国各地でいろいろな変な問題が起きましたけれども、ああいうようなことが起きないことを、そういうような仕事をされているというふうに私も思っています。ただ、一番最初から言っていますように、国が予算を削減したから、国は何となく生活保護世帯を少なくしようという方向にあるように私は感じるわけです。それに福生市が、それと同じような国の締めつけがあるかどうか分かりませんが、そういうようなものが例えあったとしても、それに負けずに、本来の、すべての国民が、最低限度の、健康で文化的な生活と言われている、先ほど部長が言われました一般の国民の均衡のとれた、衣食住を含める、そういうようなもの、それがそうなのだとされた。そういうようなものにしていただきたい、になっていると思いますけれども、まず一つ、これだけお願いしておきたいのですけれども、市民の皆さんが生活保護を受給したいというか、申請したいというふうな形で、きつと窓口、そのために相談室などがありますけれども、どんなに困っても市役所に行くのだけはいやだと、そういうようなことが、対応する側で、そういう理由が起きるといふことは絶対にまずいと思ひますし、そういうことはなはないと思ひますが、これからはいろいろな市民の方がいらっしゃいますし、窓口にも人数がふえただけ、いろいろな方がいらっしゃいますので、その辺のところは十分に指導していただき、市民の皆さんから変な話、困った市役所に行こうかというふうな、そういうような心温かい、開けた、そういう市民の皆さんの福祉の窓口となつていただきたいというふうな強く感じています。そしてだれでも生活保護を申請しようというときは、人間はプライドがあるのに、そのところもちょっとかなぐり捨てて、恥ずかしいなあと思ひながら、いやだなあと思ひながら勇気を奮って窓口へ行く人と、その権利を有効に活用しようと思ひとせと窓口へ行く人と、いろいろな方が市民の中にもいらっしゃると思ひます。そこを見極めるのが、ケースワーカーや市

の職員のベテランの皆さんだろうと思ひますが、そういう市民の皆さんをいろいろな見方で、適切に指導していただいて、先ほど言いましたように、困ったときは福祉事務所へ行って、話を聞いてもらって、助かるものなら助けていただきたいという、こういう福祉の窓口を、ぜひとも福祉部挙げてつくっていただきたいと、これは強く要望して、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（赤星行人君） 次に、二番田村正秋君。

（二番 田村正秋君登壇）

○二番（田村正秋君） それではさきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。全体といたしましては、四点になっております。よろしく願ひいたします。

まず一点目といたしまして、老人福祉事業について。

老人専用住宅建設について。日本の住環境問題は、首都圏を中心とした近年の地価高騰により、一層深刻化している。こうした急激な地価高騰は、高齢者の住環境に大きな影響を及ぼしている。地価高騰と関連して進められる都市再開発や、民間、公共双方の賃貸住宅の建てかえにより、住む場所も失う高齢者が急増する傾向にある。高齢者の住環境状況は、世帯の形態によって大きく異なり、特に優先的に対策を講じる必要がある。

また、ひとり暮らし老人の世帯は、一九八三年の調査によると、高齢者、単身世帯の約四割、高齢夫婦世帯の約二割が民営、または公営の借家に居住している。特にそのうちの多くを占める民営貸家については、老朽化、手狭、日当たり、設備の悪化等々の問題、または都市部を中心に地価高騰に関連した建てかえを機に、立ち退きを要求されるなどの問題を多発しており、緊急の対策が迫られている。

当市も高齢化社会の到来とともに、その影響があらわれており、貸家住まいの老人世帯で、古くから住まわれている方々の中で、家主から建てかえをするから、出ていってほしいとの話が出ている。しかし他の貸家等を借りる場合、なかなか貸してくれないのが現実の問題である。また私の市民相談の中でも一番多い相談が、老人の住まいの問題であります。昔からこの地で生活してきた方々にとっては、住み慣れた